

●平成22年度 監査テーマ 公の施設の管理運営及び指定管理者の事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

I. 公の施設の施設運営について

2. 指定管理者制度の導入施設について

No.	項目		監査結果(要旨)	担当部署	講じた措置
2	やすらぎの杜	使用料について 〔報告書34ページ〕	市民利用者と市民以外の利用者で異なる料金設定を行っているため、指定管理者と葬儀業者が結託することにより、使用料が不正に回収される可能性がある。市の歳入管理については、利用者が市民であるか市民以外であるかを確認する証拠を入手し、不正利用がないことを確認する必要がある。	環境保全部	市内料金利用者のうち死亡者及び利用申込者が市外住所でないことを確認するため、3日に1人をランダムに抽出し、住民基本台帳と照合することで使用料の不正回収をチェックしています。 また、使用料徴収後に、登録情報を抹消することによる不正チェックの為、総合管理システムの抹消履歴(指定管理者による抹消履歴の削除不可)のチェックを行っています。
4	枚方市総合福祉センター	平成18年度から平成20年度に購入された物品の取り扱いについて 〔報告書43ページ〕	平成18年度から20年度に指定管理料で購入した物品について、市の所有資産か、指定管理者の所有資産であるかが不明確となっている。当初の協定書で取り扱いを決めていないことが問題であり、少なくとも指定管理の期限が終了する際には明確にしておくべき事項であったと考えられる。当該物品の取り扱いについては、早急に取り扱いを検討する必要がある。	福祉部	今後の取り扱いとして指定管理料で購入した備品については市の所有とする旨を確認しました。

II. 公の施設の施設管理について

3. 個別施設

No.	項目		監査結果(要旨)	担当部署	講じた措置
9		物品の現在高にかかるルール・マニュアルの未作成 〔報告書68ページ〕	現行の規則では、物品の年度末現在高の確認に関する手続について具体的な記載はなく、また、具体的な手続を定めたマニュアル等が作成されておらず、現状においては、物品の年度末現在高の確認については、それぞれ物品管理者が独自の方法で行っている。各施設所管課や指定管理者は各施設で使用する財産の管理に責任を負うことから、これら多岐にわたる現場で使用する物品の年度末現在高の確認に関する統一したルールやマニュアルを作成するとともに、物品管理者に適切な指導を行い、現在高の確認作業が有効に行われるようにすべきである。	会計課	従来から例年4月に行っている「年度末備品現在高調べ」における通知文において、現物確認の上報告することを求めています。登録上の物品と現存の物品との間で差異が生じたことは一部現物確認がない状態での報告があったものと考えています。物品管理者に対し物品管理の重要性の認識の向上を図るとともに「年度末備品現在高調べ」とは別に現物確認の徹底について通知を行い登録物品の一覧により現物確認を行い一品ごとの確認結果の報告を求めました。
10	物品管理上の問題点	総合財務会計システムとの照合 〔報告書69ページ〕	平成18年度より、現行の総合財務会計システムで財産・物品管理が行われている。本来、施設ごとに現物の実在性を確認する作業を行った上で、実在する財産・物品管理のみ総合財務会計システムにデータ移行すべきであったが、その確認作業をせずに同システムを稼働させたため、財産・物品管理の観点から現物と台帳との照合ができないという不具合が生じている。できるだけ早いタイミングでこれらの財産・物品について現物と照合を行い、システムデータと現物との整合性と現物の実在性を確認すべきである。 また、同システム導入前から存在する財産・物品については、各施設別に把握できる場所情報を現行システムに登録し、現行システムによるシールの貼付を行うことで、現行システムでの現物との照合を可能にすべきである。	会計課	車両及び重要物品(取得金額50万円以上)について、平成22年12月から翌1月にかけて現物確認の徹底を指示し、その結果を受け登録内容の補正を順次行っています。(取得年月日、取得金額、所在場所等登録内容を含む) その他の物品についても平成23年4月に現物確認の徹底を指示しており、報告後、順次補正を行っていきます。
12	枚方公設市場サンパークおよび枚方公園青少年センター	施設利用料などの減免手続 〔報告書80ページ〕	構成員の半数以上が22歳以下で構成されている市内の団体等一定の場合使用料が減免される。使用料の減免を受けようとする場合は、使用を開始するまでに使用料減免申請書を提出し、担当者は減免申請書の内容を確認し、減免料金を確定した後使用許可書を発行することとなっている。 12月以降の使用料の減免申請について状況を確認したところ、減免申請書が提出されていないにもかかわらず、使用許可書が発行されていた事例が1件あった。	社会教育部	減免申請書を確認した後、使用許可書を発行しているか職員間でチェック体制を整えるとともに、減免申請書と許可書のファイリングを確実にし、事後においても照合しやすい状態に改善しました。
13	生涯学習市民センター	備品の管理状況の確認 牧野生涯学習市民センターについて 〔報告書86ページ〕	過去の備品台帳が失われていたため、牧野生涯学習市民センターにあるべき物品が確認できない状況であった。 このような状況では、年に一回求められている物品有高報告を適切に実施することができないと考えられるため、可及的速やかに、物品と総合財務会計システムとの照合を行い管理すべき物品を特定する必要がある。	地域振興部	過去の備品台帳が失われているが、監査後、可及的速やかに、物品と総合財務会計システムとの照合を行い管理すべき物品を特定しました。
16	市民交流センター	施設利用料などの減免手続 〔報告書89ページ〕	行政との協働による減免申請の場合の内容確認について、当該内容が確認できる書面等の添付がなく、過去の実績で減免されている例がみられた。 また、体育協会のキングフィッシュャーズスポーツクラブの事業に係る貸出時に、行政との協働として減免を実施していたが、当該事業は体育協会の自主事業であり、減免の要件を満たしていないにもかかわらず減免が行われていた。減免にあたっては、協働する所管課からの減免承認依頼等、減免の判断資料を確認するとともに、申請された事業内容が減免要件を満たしているかを確認する必要がある。	市民安全部	事業内容を再確認し、スポーツ振興課とも協議した結果、平成23年度使用分より有料使用としています。
17	輝きプラザきらら	定期検査結果への適時・適切な対応 〔報告書91ページ〕	建築設備定期検査報告書を読んだところ平成19年11月25日分より最新のものまで継続して、非常用エレベーターホール系統の排煙ダンパーの温度ヒューズが本来280度の耐熱性を有すべきところ、72度の耐熱性しか有していないヒューズが使われているとの指摘を受けている。 部品の取り換えで対応可能なことから、即座に対応を検討すべきである。	総務部	平成22年12月8日、部品の取り換えを行い対応済みです。